

## 板野東部消防組合人事行政の運営等の状況について

板野東部消防組合人事行政の運営等の状況の公開に関する条例（平成17年条例第1号）第4条の規定により、令和4年度の人事行政の運営等の状況について以下のとおり公表します。

令和5年7月18日

### (1) 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の採用状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

募集職種	出願者数	受験者数	合格者数
消防吏員（初級）	0人	0人	0人

再任用の状況

板野東部消防組合職員の再任用に関する条例（平成12年条例第1号）による任用	実施無し
---------------------------------------	------

退職の状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限退職	懲戒免職	死亡退職
人数	0人	0人	1人	0人	0人	0人

職員数の状況

令和4年4月1日現在

消 防 本 部						
消防長	次長	総務課	警防課	予防課	通信指令課	本部付
1人	1人	6人	9(6)人	11(6)人	10(1)人	4人
消 防 署						
第1消防署			第2消防署			
31人			34人			

(注) 1 職員数は、臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く  
2 ( ) 内は兼務

### (2) 職員の人事評価の状況

人事評価は、職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものであり、任命権者は定期的に「能力評価」と「業績評価」の両面から人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません。

対象者	評価方法	評価期間
全職員	能力評価	4月1日～翌年3月31日
	業績評価	4月1日～9月30日
		10月1日～翌年3月31日

### (3) 職員の給与の状況

人件費の状況（令和4年度決算額）

人口は令和4年4月1日現在

管内人口	歳出総額	人件費	人件費率
73,687人	1,133,466千円	746,402千円	65.9%

(注) 歳出総額、人件費にはそれぞれ非常備消防費を含む

職員給与費の状況 (令和4年度決算額)

単位：千円

職員数	給与費			職員一人当たり給与費
	給料	職員手当	計	
94人	346,961	201,998	548,959	5,840

(注) 会計年度任用職員を含む

職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

令和4年4月1日現在

区分	平均給料月額	平均年齢
行政職	—	—
消防職	306,540円	39.8歳

職員の初任給の状況

令和4年4月1日現在

区分	高校卒	大学卒
行政職	154,600円	185,200円
消防職	154,600円	185,200円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

令和4年4月1日現在

区分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
行政職	大学卒	271,700円	339,000円	358,900円
	消防職	240,300円	277,700円	335,800円

級別職員数の状況

令和4年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
人数	14人	10人	15人	35人	13人	7人

職員手当の状況

令和4年4月1日現在

区分	内 容		
期末手当 勤勉手当	支給月	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.2月分	0.95月分
	12月期	1.2月分	1.05月分
退職手当	勤続年数	自己都合	勸奨・定年退職
	25年	28.0395月分	33.27075月分
	30年	34.7355月分	40.80375月分
	35年	39.7575月分	47.70900月分
	最高限度	47.7090月分	47.70900月分
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		

通勤手当	自家用車等利用で通勤距離が片道2 km以上の職員に支給
住居手当	借家の場合：月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給 危険手当、夜間特殊業務手当、出場手当、潜水手当、救急救命士手当、防疫等作業手当

特別職の報酬等の状況

令和4年4月1日現在

区 分	報 酬 額
管 理 者	年額110,000円
副 管 理 者	〃 110,000円
議 長	〃 54,000円
副 議 長	〃 47,000円
議 員	〃 40,000円
監査委員（識見を有する者）	〃 30,000円
監査委員（議会議員選出）	〃 10,000円

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況

	毎日勤務者	隔日勤務者
始業時間	8:30	9:00
終業時間	17:15	翌日9:00
休息時間	—	4時間の連続する勤務時間ごとに 15分（1当務につき2回）
休憩時間	12:00～13:00	1、12:00～13:00 2、15:00～15:15 3、17:00～18:00 4、23:00～24:00 5、24:00～ 7:00 6、 8:00～ 8:15 (5のうち5時間)

年次有給休暇の状況

令4年1月1日～令和4年12月31日

区 分	総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	消化率 (B) / (A)
消 防 職	1,885	1,565	95	83%

休暇等

区 分	内 容
年次有給休暇	1暦年ごとに20日 20日を越えない範囲内で残日数を繰越すことができる
病 気 休 暇	負傷又は疾病の為療養するために勤務しないことがやむをえない場合、療養に必要と認められる期間

特別休暇	特別の事由により勤務しないことが適当である場合、規則で定める期間 婚姻、分娩、忌引等
介護休暇	配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務をしないことが相当と認められる場合
無給休暇	私事の故障その他公務につけない特別な理由がある場合

休暇取得状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

区分	病気休暇	介護休暇
消防職	5人	0人

(5) 職員の休業状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

区分	内 容	取得者数
育児休業	職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達するまでの期間	0人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日を通じて2時間を超えない範囲の時間	0人

(6) 職員の分限及び懲戒処分状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

区分	内 容	処分実施の状況
分 限	職員が一定の事由により職務を十分に果たすことが期待できない場合、あるいは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職または過員を生じた場合に、本人の意思に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分 免職、休職、降任、降給の4種	な し
懲 戒	職員の一定の義務違反に対して、その職員の責任を追究して行う制裁であり、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分 免職、停職、減給、戒告の4種	減給 1人 戒告 0人

(7) 職員の服務の状況

職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条に、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。と規定されており、具体的な義務として服務の宣誓、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などがあります。

(8) 職員の退職管理の状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

区分	退職者数	うち再就職者数
消防職	1人	0人

(9) 職員の研修の状況

・徳島県消防学校

令和4年4月1日～令和5年3月31日

初任科	救助科	警防科	上級幹部科	予防査察科	救急科	通信指令課程
3人	2人	2人	2人	2人	2人	1人

・救急救命研修所

令和4年4月1日～令和5年3月31日

救急救命東京研修所	0人
救急救命九州研修所	0人

・徳島県自治研修センター

令和4年4月1日～令和5年3月31日

市町村課長級研修	1人
市町村課長補佐級研修	2人
市町村係長級研修	2人
市町村職員研修Ⅱ	2人
市町村新規採用職員研修	3人

・その他研修

令和4年4月1日～令和5年3月31日

各課（県内及び県外）	33人
------------	-----

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	加入先	事業内容
職員の福利厚生	徳島県市町村職員共済組合	短期給付・長期給付・保険事業・貯金事業・貸付事業
	徳島県市町村職員互助会	各種給付事業・福祉事業・貸付事業
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務災害補償法に基づく補償、福祉事業

・健康診断の実施状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※隔日勤務職員は年2回実施

区分	人数
定期健康診断	130名
人間ドック	37名

・公務災害等の発生状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

区分	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件